

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の増値税改革

2013年8月1日から施行された「全国において交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行の租税政策を展開することに関する通知」（財税[2013]37号、以下「37号通達」という）により、中国全土において交通運輸業と一部の現代サービス業に対して、営業税に代わり、増値税が課税されることになりました。

1 増値税改革の概要

業種	増値税課税の適用対象	改正後 (増値税適用税率)	改正前 (営業税適用税率)
交通運輸業	陸上運輸サービス、水上運輸サービス、航空運輸サービス、パイプライン運輸サービス	11%	3%
現代サービス業	有形動産リースサービス	17%	5%
	航空、水上物流サービス・通関代行サービス・倉庫サービス・運送サービス	6%	3%
	研究開発サービス・特許権またはノウハウの所有権、使用权譲渡サービス・技術コンサルティングサービスなど		5%
	ソフトウェアの開発、コンサルティング、メンテナンス、測定サービス・情報システムマネジメントサービス・パソコンによる人力資源、財務管理、支払、データ分析サービスなど		
	設計サービス・商標権、営業権、著作権譲渡サービス・知的財産権に係る査定、認証、検索などのサービス・広告サービス・展示会サービス		
	鑑定サービス・財務、税務、法律、マネジメントなどのコンサルティングサービス		
	テレビラジオ放送番組の制作、発行、放映サービスなど		

2 ゼロ税率と免税

① ゼロ税率

37号通達により、中国の企業及び個人が提供する国際運輸サービス、国外企業に提供する研究開発サービスと設計サービス（国内不動産に対する設計サービスを除く）に対して、ゼロ税率が適用されることになりましたので、我が国の輸出免税制度と同様、仕入に係る増値税の控除または還付が認められます。

② 免税

37号通達は、中国の企業及び個人が国外企業に提供する「現代サービス」については、増値税を課税しないと規定しています。「現代サービス」には、技術譲渡取引、技術コンサルティングサー



Grant Thornton

An instinct for growth™

ビス、ソフトウェアサービス、回路設計及びテストサービス、情報システムサービス、ビジネスプロセス管理サービス、商標著作権譲渡取引、知的財産権サービス、物流補助サービス、認証サービス、鑑定・証明サービス、コンサルティングサービスなどが含まれますが、ゼロ税率と異なり、免税の場合には仕入税額控除が認められないことが特徴といえます。

お見逃しなく！

取引の相手先が国外企業であっても、サービスの目的物が中国国内に留まっているようなケース、例えば中国企業が開発したソフトウェアが、取引相手先の中国事業において譲渡又はライセンスされる等の事情がある場合には、ゼロ税率や免税が適用されない点に留意する必要があります。